

## 第4回

# 放射性物質汚染対処特措法 施行状況検討会

平成27年8月31日（月）

## 第4回 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

平成27年8月31日(月)17:00～19:00

全日通労働組合大会議室A

### 議事次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 取りまとめ骨子について
  - (2) その他
3. 閉会

### 配付資料

資料1 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 取りまとめ骨子(案)

参考資料1 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会設置要綱・委員名簿

参考資料2 これまでの開催概要

参考資料3 除染、中間貯蔵、汚染廃棄物処理の進捗状況について

参考資料4 検討会等における主な意見

参考資料5 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会に係る福島県からの再意見

午後 17時02分 開会

○小野チーム長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回の放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、除染・中間貯蔵企画調整チーム長の小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、委員の出席の状況でございます。本日は11名全員のご出席ということでございます。大塚先生と森先生、ちょっと遅れているようでございますが、もうじきお見えになるということでございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

議事次第の下に配付資料一覧がございます。資料1が取りまとめの骨子（案）、それから、あとは参考資料でございますが、参考資料1が検討会の設置要綱、それから、参考資料2がこれまでの開催概要、参考資料3が除染、中間貯蔵、汚染廃棄物処理の進捗状況について、参考資料4が検討会等における主な意見、それから、参考資料5でございますが、福島県からの再意見の6点になります。参考資料5でございますけれども、第2回、第3回でお示しした自治体からのご意見に対する環境省の考え方というのがございましたが、福島県さんのほうから、再度、伝えたい事項ということで環境省にいただいておりますので、本日の参考資料として配付させていただいております。

資料のほう、不足等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

なお、報道関係者の皆様方に事務連絡でございますが、これまでの検討会と同様、本日は冒頭、事務局から行う説明までをカメラ撮りの範囲とさせていただいております。説明終了後に座長から撮影終了の指示がございますので、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、以降の進行を浅野座長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○浅野座長 それでは、ただいまから第4回の検討会を始めさせていただきます。

これまで3回の検討会で、除染、中間貯蔵、それから、汚染廃棄物の処理に関して、どういう状況であるのかご説明をいただき、それについて論議をしてみました。そして、いよいよこの検討会として、この放射性物質汚染対処特措法の施行状況についての検討結果の取りまとめを行うということになるわけでございます。

本日は、取りまとめの骨子（案）について、事務局が準備をしてくださいましたので、これについてご説明を伺った後に、この骨子（案）について、皆様方からご意見をいただくことにいたしたいと存じます。

それでは、事務局から、資料1に沿って説明をお願いいたします。

○深見審議官 資料1のほうをご覧ください。大臣官房審議官の深見と申します。よろしくをお願いします。

取りまとめ骨子（案）でございますけれども、ご説明と申しますか、読み上げをさせていただこうかと思いますが、長文にわたりますので、途中、中略させていただこうかと思えます。

それでは、読まさせていただきます。

#### 1. はじめに

放射性物質汚染対処特措法は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が環境中に放出されたことを受け、既存の法体系では想定していなかった除染と汚染廃棄物の処理を迅速に行うため、超党派の議員立法という形で制定された。

特措法の検討・制定の過程において、放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌は環境汚染の一類型であるという観点から、その施行は環境省において対応すべきものとされた。生活圏での大規模な除染は世界的に見ても前例のない措置であった上、それまで放射性物質に関する規制や措置の権限・経験を有していなかった環境省が放射性物質汚染対策を実施することとなり、手探りで特措法の施行に当たってきたことは、正に「前例のない挑戦」であった。

特措法の枠組みとしては、放射線による人の被ばく線量を低減するために事故由来放射性物質が付着した土壌等の除去等をする「除染」については土壌汚染対策法を参考に、事故由来放射性物質に汚染されている「汚染廃棄物」の処理については廃棄物処理法を参考に構築された。「中間貯蔵」は特措法上の「保管」等として位置づけられているところであるが、さらに、日本環境安全事業株式会社（JESCO）の中間貯蔵事業への活用、「中間貯蔵」の定義や最終処分に係る国の責務の明記等を内容とするJESCO法の一部改正が、平成26年11月に行われた。

特措法に基づく除染、中間貯蔵施設の整備及び汚染廃棄物の処理については、環境省等の国や関係自治体において、国政上の最重要課題の一つに位置づけられ、緊急的に、多くの人員を他の行政課題から転用して取り組まれてきた。国、自治体等の関係者の努力の下、

これまでに一定の進捗があったことは事実であるが、一方で、法律制定時には想定が難しかった実務上の課題も多くあり、その結果、例えば除染特別地域の除染及び対策地域内廃棄物の処理については、基本方針等において当初は追加被ばく線量が特に高い地域を除き事故から3年程度の間に通りの対応を行うこととなっていたが、実際には想定よりも多くの時間を要することとなった。このように、結果として対応が当初の想定よりも大幅に遅れたことについては、事故直後から特措法制定までの間の初動対応も含め、反省すべき点として銘記すべきである。

そのような状況の中、平成25年秋に、除染特別地域の除染実施計画及び対策地域内廃棄物処理計画について、総点検とその結果に基づく現実に即した計画への見直しが行われ、現在、見直し後の計画に基づき、鋭意取組が実施されているところである。

本検討会は、特措法附則第5条において施行後3年経過時に施行状況について検討を加えるものとされていることから、上記の背景も踏まえつつ、特措法に基づく措置の実施者である自治体や関係する自治体の声も聞きながら、除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理の状況等について検討を行い、今後の方向性をとりまとめたものである。

2番の除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理の状況については、読み上げを省略をさせていただきますが、この関係の参考資料としまして、参考資料3がございます。こちらは、この記述の基礎データになっておりますので、あわせてご覧いただければと思っております。

それでは、2番は省略させていただきます、7ページをお開きください。7ページの一番下のほうでございますが、課題と今後の方向性がございますので、そこからまた読み上げさせていただきます。

特措法に基づく取組は、施行当初、除染特別地域の除染や対策地域内廃棄物の処理について、3年程度の間に通りの対応を行うこととされていたが、実際には想定よりも多くの時間を要した。その結果、特措法の施行から3年が経過し、附則に基づく点検時期となった現時点において、ようやく軌道に乗って進捗している、又は進捗しつつある状況にある。

特措法の制定や施行に当たって参考とされた廃棄物処理や土壌汚染対策に関する環境行政の蓄積もあって、特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能していると考えられる。他方、汚染状況重点調査地域の円滑な指定解除、除去土壌の減容化・再生利用の着実な実施など、特措法に基づく一連の措置を円滑に完了するために今後制度面を含めた整理を要

する点も残されており、これらについては改めて施策の進捗を確認した上で対応を図ることが適当である。

また、福島県以外の指定廃棄物のように、長期管理施設の設置に向けて、候補地の選定手法を丁寧に公開しながら策定する等、懸命に道筋を模索している最中の課題については、現行の制度的枠組みを見直すことがその解決に資するとは考えがたい。

こうした状況に鑑みれば、現時点においては、現行の枠組みの下で、施策を前進させることに総力を挙げるのが重要であり、その上で除染実施計画が終了する時期を目処に、改めて点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うことが適当と考えられる。

#### (1) 除染

##### < 除染特別地域（国直轄除染地域） >

国直轄除染については、改定後の計画に沿って、概ね軌道に乗って進捗している。本年6月の閣議決定「『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂」において、現在の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にできるよう、除染の十分な実施等に取り組むこととされていることを踏まえ、現在計画等に基づき行うこととなっている措置について、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、その執行を適正に管理しつつ、加速化して取り組んでいくべきである。

##### < 汚染状況重点調査地域（市町村除染地域） >

より線量の低い市町村除染については、計画通りの除染終了に向け一段の加速化が必要な箇所もある。人の健康及び生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すべきことから、現行の計画通り除染を確実に適正に実施し、平成28年度中に終了させるべきである。

汚染状況重点調査地域については、計画に基づく除染等の措置等が終了し、指定の要件を満たさなくなったもの等については、速やかに地域の指定を解除していくべきであり、必要な制度的手当てを今後行うべきである。

##### < 仮置場等の適正管理 >

除染等の措置に伴い生じた土壌等の一時保管を行っている仮置場等については、現在も、環境回復検討会での議論を経て定めた保管基準に加え点検と補修の徹底により適正に管理がなされているところである。その安全性に関する住民とのなお一層のコミュニケーション

ンが求められる。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。

<除染に関する技術的課題等への対応>

年間の追加被ばく線量1 mSv以下は、避難指示解除の要件のひとつである年間積算線量20mSv以下とは別に、総合的な対策を通じ、住民が生活する中で達成を目指す長期的な目標であることをより明確に発信すべきである。

自治体アンケート調査でも要望が多かった除去土壌の処分基準、生活圏以外の森林の放射性物質対策の方針などの技術的・実務的な課題について、未だ方向性が決まっていないものがあることから、引き続き専門家の助言も得つつ、政府としての方針を明確にし、必要な省令やガイドライン等の整備を行うなど対応を図っていくべきである。

これらの課題への対処に当たっては、特に以下の点に留意すべきである。

一福島県外から要望が多かった除去土壌の処分基準の検討に当たっては、セシウムの挙動等の最新の科学的知見を踏まえるとともに、再生利用を安全かつ確実に進めることにも留意し、除染実施者が地域の実情に合わせて対応できるようにする必要があること。

一特措法外の措置により除去された道路側溝等の堆積物等の処理に関する技術的方針を提示する必要があること。

一森林については、改訂指針において、「間伐等の森林整備と土壌流出抑制対策等の放射性物質対策の一体的かつ長期継続的な推進により、地表面の土壌の移動や流出を防止し、生活圏への放射性物質の移動を抑制する」とされている。これを踏まえ、生活圏以外の森林の放射性物質対策の方針については、土壌や落葉等の除去による土壌流出や地力低下による樹木への悪影響に配慮し、放射性物質の環境動態に関する最新の知見も踏まえつつ、関係省庁と連携して森林・林業の再生と一体的な方針を明確化する必要があること。また、放射性物質の森林からの流出、拡散の可能性への懸念に関し、分かりやすい情報提供を行う必要があること。

一フォローアップ除染に係る方針についても関心が高い。これまでの実績から、除染の効果は面的には維持されており、また面的除染は繰り返し実施しても追加的効果が期待できないことが判明していることも踏まえ、居住地周辺における除染効果を確実なものとするための取組として、避難指示解除要件（年間積算線量が20mSv／年以下となることが確実であること等）を踏まえた居住制限区域内の宅地の合理的かつ効果的なフォローアップ

除染の方向性を示すとともに、住民からの心配の声等に対応するため、リスクコミュニケーション等を丁寧に進める必要があること。

#### <帰還困難区域の取扱い>

帰還困難区域の除染についても、除染実施計画の策定と早期除染実施への要望は多い。同区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。

### (2) 中間貯蔵

#### <施設整備の見通し等について>

自治体アンケート調査でも、できるだけ早期の搬入や搬入時期の見通しを求める意見が多く、用地交渉やパイロット輸送など中間貯蔵施設全般に係る取組の現状に関する情報提供を最大限行うとともに、中間貯蔵施設の整備の見通しを段階的にでも示していくことが重要である。

中間貯蔵施設の整備と県外最終処分の実施は、巨大なナショナルプロジェクトであり、また、30年という長期に渡り、様々にフェーズを変えながら、継続する事業である。このため、環境省のみならず政府一丸となって取組を進めるとともに、30年以内の福島県外での最終処分の実施を見据え、施設の在り方の検討や減容化に関する取組を実施するなど、短期的な対応だけではなく長期的展望を持って、全体のストーリーを考えながら、取組を進めていくべきである。

#### <用地確保について>

中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の方々に御理解を頂きつつ、用地の確保を図ることが大前提である。現時点では用地の確保がまだ十分に進んでいるという状況にはなく、政府を挙げての用地交渉経験者の積極的活用を含む用地担当職員の更なる増員を含めて、組織体制を強化し、地権者の理解を得ていくことが必要である。また、並行して連絡先が不明の地権者の方々についての調査を早急に行い、地権者を確定させていく必要があるが、取りうる手段を尽くしてもなお地権者が不明の土地がある場合には、不在者財産管理人制度の活用も含め、必要な措置を取る必要がある。

#### <施設整備・輸送の安全性等について>

中間貯蔵施設の整備や輸送については、安全に万全を期し、地域の方々の理解を得ながら進めていく必要がある。また、用地の確保と施設の整備・輸送が同時並行で行われるた



め、用地の確保状況に応じて、施設整備・輸送を戦略的かつ柔軟に進めていく必要がある。

現在行っているパイロット輸送を着実に実施するとともに、本格的な輸送を円滑に進めることができるよう、パイロット輸送で得られた知見を、適切にフィードバックすることが必要である。

中間貯蔵施設の管理については、JESCO等の関係者としっかりと連携をして、安全に万全を期して取り組むとともに、本格的な施設の整備に向けて、これまで国の検討会（中間貯蔵施設安全対策検討会）や福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議の意見を聴いて取りまとめた指針等を基礎として、中間貯蔵施設の管理等に関する基準を整備する必要がある。

#### <仮置場等の適正管理について>（再掲）

除染等の措置に伴い生じた土壌等の一時保管を行っている仮置場等については、現在も、環境回復検討会での議論を経て定めた保管基準に加え点検と補修の徹底により適正に管理がなされているところである。その安全性に関する住民とのなお一層のコミュニケーションが求められる。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。

#### <減容化・再生利用について>

中間貯蔵施設への輸送の負担の軽減や県外最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容化や再生利用にできるだけ早い段階から取り組むことが重要である。このため、30年以内の福島県外での最終処分に向けて、長期的な戦略とスケジュールを明確にした上で着実に除去土壌等の減容化・再生利用に関する技術開発を進めるとともに、情報の発信、モデル的な再生利用の取組等を通じ、全国的な理解の醸成を図っていく必要がある。また、施設の整備や管理等に当たっても最終処分や再生利用を見越した計画とすることが重要である。

#### <地元とのコミュニケーションについて>

地元とのコミュニケーションは、中間貯蔵施設の鍵となるものであり、より一層、ホームページ等における積極的な情報公開を行うとともに、地元自治体や地域住民等により構成される環境安全委員会等を地元とのつなぎ役として、中間貯蔵事業に関する理解を深めるための努力を継続していくべきである。

### （3）汚染廃棄物の処理

## ①指定廃棄物

指定廃棄物全体の8割強を占める福島県内の指定廃棄物については、国の直轄事業による焼却等の処理が徐々にではあるが着実に進んでおり、地元との調整を行っている既存の管理型処分場における焼却灰等（10万Bq/kg以下）の処分が可能となれば、県内の指定廃棄物全体の処理に大きな見通しが得られることになる。このため、当該管理型処分場の活用について地元の理解を得て、早期に処分が進められるよう、引き続き最大限取り組むべきである。

福島県外の指定廃棄物の処理については、詳細調査候補地を公表した県においても本格的な詳細調査は行われていない。こうした状況を踏まえ、地元理解の促進が図られるよう地元の立場や思いを十分理解したうえで、更に丁寧な説明を行っていくほか、風評被害の防止にとどまらず、むしろ積極的に地域に振興をもたらすような支援等にも最大限取り組む必要がある。国は次に挙げる課題に真摯に取り組むことにより、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、指定廃棄物の処理が着実に進むよう尽力すべきである。

### <指定廃棄物に係るリスクコミュニケーション>

県民向けフォーラムの結果を評価し、それを踏まえ、今後どのように進めて行くべきか方針を示すことが適当である。また、県民向けフォーラムだけではなく、より狭い範囲を対象とした地域との対話の機会を持ち、長期管理施設の安全性等について住民に丁寧に説明すべきである。

### <風評被害対策>

万が一風評被害が起きた場合の対策をどうするかではなく、風評被害を起ささないために国が何をすべきかをきちんと示すべきである。そのためにも、放射線理解等に係る根本的な部分の教育が重要である。

### <県との連携強化>

国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めていくことは原則として、県や市町村、国民にも協力の責務があることを考慮すれば、今後は、国と県との連携を強化するなどの取組を進めるべきである。

### <指定解除>

自治体向けアンケート調査において指定解除に関する指摘・要望が出されていることを踏まえ、解除後の廃棄物の適正な処理が担保されることを前提として、指定廃棄物の放射能濃度の減衰傾向や各地域の実情を勘案しながら、指定解除の手続について取組を進める

べきである。

## ②対策地域内廃棄物

対策地域内廃棄物の処理については、実情を踏まえて改定された計画に沿って、軌道に乗って進捗しつつある。市町村毎に仮置場や仮設焼却施設の設置が進んでいることから、処理計画に基づき、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、迅速に処理に取り組んでいくことが適当である。特に、被災家屋の解体については、当初想定されてなかった原子力災害に伴う長期避難による荒廃を加味して半壊以上と判定された家屋等についても解体対象とされたことから、復興を見据え、計画的に進めるべきである。

### <相互連携の強化>

汚染廃棄物対策地域内における廃棄物の処理に当たっては、施設の有効活用等を含め、国と県及び市町村との相互連携を強化するなどの取組を進めるべきである。

### <帰還困難区域の取扱い>

帰還困難区域の対策地域内廃棄物処理については、処理方針の明確化への要望がある。同区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。

### <再生利用の促進>

対策地域内廃棄物の再生利用については、処理計画に「可能な限り災害廃棄物等の再生を図ることとする。」とあることから、引き続き、促進していくべきである。

## ③特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に係る規制は、より安全側に立った、当分の間の入念的な措置として設けられたものであり、多くの関係者の努力により通常の処理方法による適正な処理が進んでいること、発災後4年以上が経過し関係するデータや知見も蓄積されてきたことから、これらを踏まえた規制内容の評価を行い、より合理的なものとなるよう今後措置すべきである。

また、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が、通常の処理方法で、環境保全上支障なく実施できている実態を分かりやすく示すことなどにより、その処理が滞っている一部の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理が進むよう、自治体及び事業者等に積極的に働きかけるべきである。

< 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直し等 >

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物について、要件の見直し等を求める要望があった。自然減衰等により廃棄物の放射能濃度が低下してきていることから、必要な知見等を集めた上で、特措法第16条調査の対象施設や特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しについて、合理性の観点から検討を行っていく必要がある。

< 最終処分場の維持管理基準、廃止基準の見直し等 >

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場について、維持管理基準の見直しや、廃止基準の設定等を求める要望があった。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態について、必要な知見等を集めた上で、過剰な規制とならないよう、その維持管理基準の適用除外要件や廃止基準等について検討していく必要がある。

< 除染廃棄物 >

汚染状況重点調査地域内の仮置場等で保管されている除染廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に位置付けられており、廃棄物処理法に基づく通常の処理方法（焼却等）によって減容化が可能である。処理が円滑に進むよう、関係主体が適切な役割を果たしながら取り組むべきである。

(4) 横断的事項

< 研究開発と人材の育成 >

放射性物質対策は長期的な研究が必要な問題であり、環境動態等に係る最新の知見を施策に反映できるよう、研究成果の集約・共有を図る体制を構築するとともに、研究に関わる人材の確保に、政府を挙げて、長期的な展望を持って取り組んでいく必要がある。

< 経験の継承と国際的な発信 >

特措法に基づく除染、中間貯蔵施設の整備、汚染廃棄物処理に関する経緯、経験や反省を、正確に記録し将来の万一の事故に備えて継承するとともに、国際社会に発信し、我が国の国際貢献につなげていくべきである。

< リスクコミュニケーション、情報の透明化と共有 >

特措法に基づく措置の着実な実施のためにも、正確な情報の発信に加え、住民が自らの個人線量等を把握することなどを通じ、納得できる形で放射線に関する理解を深めることが重要である。このため、地元の実情をよく理解した上で、住民と行政・専門家等の間の双方向のコミュニケーションを深めていくことが必要である。

< 法制度を含めた総合的な検討 >

現行の除染実施計画が終了する時期を目途に、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当等を行うべきである。

#### 4. おわりに

これまでの施策については、技術的知見・実務的経験の蓄積、それを活かした施策実施・改善や住民とのリスクコミュニケーション等、一定程度進捗しているものと評価できる。

一方で様々な課題も指摘されたことを受け、今後の施策実施に当たっては、除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理が福島を始めとする被災地の復興にとって極めて重要であることを踏まえ、引き続き地元の実態を真摯に把握し、常に地域住民に寄り添った視点を忘れることなく、迅速かつ丁寧に進めることが重要である。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、冒頭に事務局から説明がありましたが、カメラ撮りについては、事務局の説明までということでございますので、ここまでということにさせていただきたいと思しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまご説明いただきました骨子（案）の内容をもとに、委員の皆さんから自由にご意見をいただきたいと思いますが、その前に、参考資料5として配付されている福島県からの再意見がございました。これについて、環境省としての特別な補足ご説明がありましたらお願いいたします。

○室石参事官 それでは、汚染廃棄物関係について、補足をさせていただきたいと思します。

2 ページ——福島県からのご意見……。

○浅野座長 参考資料5ですね。

○室石参事官 はい。おめくりいただくと、汚染廃棄物関係が載っておりますので。

この意見の大部分は、実は参考資料4のほうにいただいている意見と重なっている部分がございますので、そこも使いながらご説明したいと思うんですが、一部、それに載っていないところがございます。この2ページ目の最初のIIの1の特措法13条関係、最初の箱のところは参考資料4に載っておりません。いただいたご意見というのは、対策地域内の廃棄物処理計画の改定をしていただきたいというのと、スケジュールについて明示をして

いただきたいという、そういうご意見でございます。

対策地域内の処理計画については、25年の12月に改定した処理計画にて処理を進めておりまして、先ほどの本文にもございましたように、着実に今進んでいるということもございますので、一応、処理計画については見直さずにいきたいというふうに思っておりますけれども、処理スケジュールについて示すべきは大変ごもっともなご意見ですので、可能な限り明確にしていきたいというふうに思っております。

それから、同じページの下にあります、2番の対策地域内廃棄物から除かれる廃棄物ということで、事業系廃棄物についてのご意見をいただいております。これは参考資料4の3-12をご覧いただきたいと思うんですが、3-12のページをあけていただいて、ここで意見をいただいております内容と同じでございます。ここに環境省の対応・考え方を書いてございますけれども、事業活動を再開するために出てきたものというのは、事業系廃棄物として処理をさせていただいていたということではございますけれども、既に産廃協会やそういった組合等と連携して処理が滞らないように取り組んでいくということで、今後もそういう取組を進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、次のご意見、動物の死体の処理ですが、これは3-13に出ておりますが、一般論として、一時埋却の動物の死体の処理、3-13の4番ですけれども、法令上の整備も踏まえて、合理的な解決に向けて引き続き整備を進めていくこととか、県からのご意見の中で、捕獲イノシシについて、特に2ポツとして示されております。これについては、環境省が捕獲しているイノシシについて、早期に処理できるように今もしている予定でございます。

それから、3ポツ目のところにありますように、埋却されている安楽死の家畜について確認するという事について、環境省が主体となって行うべきというご意見については、実際に埋却したのは具体的には県のほうの畜産部局ということになる関係もございまして、協力して関係者のほうで順次確認していく必要があるのだろうというふうに考えております。

それから、次の一つ、これは飛ばしますけれども、4番の旧警戒区域の漁場のがれきですか、これは3-13のところに5番としてございますが、これについては、環境省の考え方に書いてありますように、港湾事務所のほうで旧警戒区域内においてしゅんせつで引き揚げた船舶については既に処理をされた事例もあるということでございますので、そういう枠組みを意識しながら、環境省としても漁場がれきの処理について、漁協などに状況を

確認しながら、処理が滞らないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○和田課長 続きまして、4番目のところ、今、一つ飛びましたけれども、特定一廃・特定産廃の処理の関係でございますが、再意見ということまでいただいております、大きく2点、そこにもございますけれども、いわゆる市町村などが行う実証事業とか安全対策の関係に要する経費について、市町村などが個別にいわゆる賠償請求、求償を行うということではなくて、国が一元的にという趣旨のことが1点と、それから、さまざまな効果が検証された技術について、より積極的に市町村が採用しやすいものとするようなスキームを設けるべきであるというご意見をいただいております。

1点目のほうにつきましては、8,000Bq以下の汚染された廃棄物については、省令ガイドラインに処理の方法を定めているところでございますけれども、省令等に基づいて処理を行って、追加的な負担が発生した場合には、東京電力への求償対象となるという、まず前提がございます。その上で、市町村によって負担の状況などが異なるという、いわゆるケース・バイ・ケースになるという前提に鑑みまして、個別に賠償請求を行っていただくという整理になっております。

それから、もう一点の調査研究、技術開発につきましては、既存のスキームでもあります除染、減容等の技術実証事業の結果などを踏まえまして、周知はもちろんのことですけれども、引き続き、新技術の有効性については評価などを積極的に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、以上のような事務局からの説明をいただきましたので、以後は、この事務局の説明にありました事柄に関して、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。

説明、朗読では省略をされましたが、これまでの事実経過について、2ページから7ページのほとんど終わりぐらいのところまでに記載されておりますが、まず、この部分について、何か、特にご質問、ご指摘がありましたら、それを先に伺ったほうが事が混乱しなくていいと思いますが、いかがでございますか。ここに書かれていることは事実の経過ということですので、特にご質問、ご指摘がございませんならば先へ行きますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○田中委員 それでは、ちょっと質問、コメントをしたいと思います。

2 ページ目の下に汚染状況重点調査地域の状況が書かれておりますけれども、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域の一部では進捗が遅れているものもあると、このように3 ページの上にも書かれています。福島県の場合は書かれておられますが、福島県外では記述が全くありませんが、これは情報が無いからなのでしょう。その辺、県外からの情報を組織的に入手して発信するということが大事ではないかと思いました。

それと、3 ページの二つ目の丸のところ、ガイドラインの中に入れたというところに、「除去後に出る土壌の収集、運搬」と、土壌、これは土壌と廃棄物と両方、土壌等のことでしょうか。これは確認です。

とりあえず、以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの田中委員のご質問について、事務局からご説明がございませうか。どうぞ。

○秦参事官 参考資料3の6 ページのところでございますけれども、県内と県外の除染の進捗について、大まかに整理をさせていただいております。今ご指摘のありました県外につきましては、公共施設はほぼ終了しておりますし、住宅もほぼ終了ということで、福島県外については概ね終わってきているというような状況でございます。

それから、2 点目ですけれども、本文の3 ページ目、二つ目の丸にあります「土壌の収集、運搬、保管の在り方」でございますけれども、土壌については、後でも出てまいりますが、まだ処分基準が決まっていないような状況でございます。廃棄物については、除染で出てくる落ち葉とかの廃棄物につきましては、処理基準が決まっており、処理はできることにはなっておるんですけれども、実際にはなかなか進んでいかない面もあるということで、一応、ここは書き分けております。

以上でございます。

○浅野座長 田中委員、よろしゅうございますか。

○田中委員 はい。

○浅野座長 ほかにここまでの部分で、7 ページまでの部分について、何かご指摘、ご質問ございますか。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 コメントということでさせていただきたいんですが、今、この2 ページの一番下のほうに、市町村除染地域の現状ということが書いてありまして、今、いろいろと質



疑のあったところと同じ項目ではありますが、ここで、次のページに、福島県内のところで、一部進捗が遅れているものもあるという、「一部」ということで、かなり進捗しているという印象の書き方ではあります。けれども、現実に住宅が6割、道路3割、生活圏の森林は4割というのは少ない、もちろんお子さんの関係の施設や公共施設とか、大事なところは終わっているといっても、住民の方々にとってはご関心の高いところがまだまだ残っているということで、ここにはこういうような簡単な書き方なんですが、現実にはそれぞれの市町村ごとにどういう課題を抱えているとか、それぞれの市町村でどういうふうな進捗状況なのか、そういうことがきちんとデータで把握できるようにしておいていただき、その辺をきちんと県の皆さんとも一緒に進めていくという、そういう体制が必要なのではないかというふうな感じがいたしますので、コメントさせていただきます。

○浅野座長 今回のコメントは、この報告書の中の記載ということよりは、行政的な対応についてという趣旨ですか。それとも、このことを検討会の報告の中にも何らかのものを含めるべきだというご指摘でしょうか。どちらでしょうか。

○崎田委員 例えば、まとめはこのくらいの分量で進めていきたいということであれば、追記は難しいかもしれませんが、全体的にもう少し進捗状況をはっきりと書いていただける余裕があるのであれば、もう少し、その県内のそれぞれの市町村がどういうふうな状況であるかというのを書いていただいたほうがいいのではないかと考えています。よろしくをお願いします。

○浅野座長 わかりました。

この中に本文として入れるかどうかはちょっと検討を要するかと思いますが、もう少し見てわかるように、例えば、参考資料のようなものを当然に報告書につけるとするならば、そのどの部分を見ればもうちょっとよくわかるとか、何らかの工夫はあるかもしれませんから、事務局として検討してみてください。

ほかにご指摘、ご質問ございませんか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 7ページまでということで、1ページでいいですか。

○浅野座長 どこでも結構です。

○岡田委員 1ページのところで、若干気になることで、これも今の議論と同じように、どういうふうを書くかというのはわからないんですが、1ページ目の上から4番目の丸、特措法に基づく云々と書いてあって、2行目以降に「緊急的に、多くの人員を他の行政課

題から転用して取り組まれてきた」と。これは事実だと思うんですが、後ろのほうに、この事業が、例えば、中間貯蔵とか県外処分も含めて30年かかると書いてあるのに、転用したまま30年続けるのかと。変な言い方ですが、実際に気になります。

ここにいらっしゃる環境省の職員の方々も、ダブルというか、いろんな職業を兼務されていて、ほかのところに、変な言い方ですけど、悪影響を及ぼす危険性がないのかというようなことも含めて、この転用ということに対して今後どうするかというのは、特措法の範囲なのかはわからないですが、気になるというコメントだけ、まずとりあえずさせていただきます。できたら、どこかできちんと対応していただいたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 わかりました。これは検討会の側からの話ということになると思うので、多分、事務局に自らそれを書けといっても書けないでしょうから、我々のほうで書くことにすべきでしょう。やはり30年かけてやる事業について、どういう恒久的な体制を行政の側にもしっかりつくるのかということは大きな課題である。緊急措置で始めた体制が現在もなおそのまま固定化されてしまっているという印象があるという委員のご指摘につきましては、私も全く同感でございます。

森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。遅れて参りまして、申し訳ございません。

コメントとして、先ほど崎田委員もおっしゃったんですけれども、汚染状況重点調査地域のところが若干遅れているというような記述がございますけれども、私も除染関係を環境回復検討会でやってきた者として見ますと、汚染状況重点調査地域というのは、国の直轄地域と比べて空間線量率も比較的低く、除染も比較的早くできると、そんなふうに思っております。ここに事実として書かれておりますけれども、その原因を少し記述すべきではないかと。こんなふうに思いました。

例えば、自治体側に職員の数が不足しているとか、あるいは作業員がなかなか集まらなると、いわゆるやろうと思っても不可抗力でできなかったようなこととか、あるいは住民の理解を得るのに極めて時間を要したとか、いわゆる住民の方々が生活している中で除染を行っていくと、こういうことでございますので、当初考えていたよりも非常に難しかったとか、そういう何か不可抗力的なことがあれば、それはちゃんと書いておかないと、何か、この部分だけが遅れてしまったと、こういうふうに思いますし、もしそれで、逆に言

えば、遅れた原因が明確になれば、それに対する対策とか支援、そういうものをどういうふうにしていったらいいかというのをも改めて検討すべきではないかと、こんなふうに思います。

それから、もう一つ、3ページに知見の蓄積とその活用ということで書いてございますけれども、それについて、国ではこういうことをやってまいりましたと、環境省はこういうことをやってまいりましたと、それは事実だと思いますけれども、それ以外に、例えば、福島県は独自に技術基準をつくったり、それを整備して活用してきたとか、あるいは大学、研究機関が自ら発意して技術支援とか技術指導、こういうことをやってきたのも事実だと思います。さらに、民間事業者が自ら技術協議会等をつくって、そこで調査研究も進めてきた、そういうことも事実だと思います。そういうことに加えて、またさらに、国の直轄除染が行われた地域が中心なんだと思うんですけれども、自治体が検証委員会をつくって、その除染の効果について自ら検証して、住民の方々の安心を得る取組をやられてきたということもございますので、そういうような知見の蓄積、あるいは活用として実際に行われてきたと、こんなことも事実だと思いますので、そういうところも記載していただきたいと、こんなふうに思います。

それから、3ページから4ページにかけて、中間貯蔵について書いてございますけれども、これは後ろのほうの、後で議論になると思いますけど、今後の方針のところにも書かれている、やはりこちらのほうにも書いていただいたほうがいいんじゃないかなと、こんなふうに思いました。すなわち、福島県の中間貯蔵に対しては、仮置き場で貯蔵されている、そういう自治体からは、早期に仮置き場へ搬入してほしいと、これは非常に強い願いではないかと、こういうふうに思いました、そういうことについて記載をしていただいたらと、こういうふうに思います。

一方、本格的な施設整備や輸送の見通しが立てられる段階には至っていないと、こういうふうに断定されておられますけれども、まさに今そうかもわかりませんが、これは後の中間貯蔵のところにも関係するかと思いますけれども、環境省としての目標設定をどういうふうにしていくのか、その辺りについてもやはり今後どういうふうにしていくのかということが記載されるべきではないだろうか、と、そういうふうに思います。

それから、もう一点ですが、研究開発について、6ページに書いてございますが、これはさまざまな研究機関が研究は実施しているという事実を書いてございますけれども、そういう中、実態としては、例えば、国環研においてバグフィルタの性能評価が焼却炉の安

全評価、安全確保に役立っているとか、あるいは環境動態研究の成果ですね、森林除染の検討に当たって、非常に有効に、役に立っているわけでございまして、こういう研究の成果が、現実に除染において有効で、役に立っているということも記載していただきたいと思います。

それから、あと細かな話でございますが、用語に関して若干気になるところがございまして、例えば、用語として「最終処分」、「埋立処分」、「処理」と、こういう用語が出ているわけでございますが、多分、これはみんな同じ概念じゃないかなと思いつつ、しかしながら、多分、書いた方は何らかの思いがあって、少しずつ、ちょっと違う概念があると、こんなふうに思われるわけでございますので、用語について、できれば、今後、資料をつくるに当たっては、用語解説みたいなものをぜひ付けていただければ、思いをお書きになった方々の概念というのがより明確になってくるのではないかと、こういうふうに思います。

それから、もう一つ、今回、骨子の議論でございますけれども、本文に当たっては、ぜひともバックデータとしてのさまざまなデータがあると思っておりますけれども、それもおつけいただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○浅野座長 多々ご意見をいただきました。多くのご指摘は、多分、事務局も理解できたと思っておりますので、今後、最終の報告書の段階までに必要な部分は全部入れていただきたいと思っております、1点だけちょっと気になりましたのは、4ページの二つ目の丸についてのご指摘です。

仮置き場から早く搬入をすることを希望されているというのは事実として、それはそれでいいんですが、本格的な見通しが立てられる段階に至っていないというのが状況の説明で、それに対して目標をしっかりとつくらなきゃいけないというのはむしろ課題のほうの話かもしれませんので、ここにそれまで書いてしまうと、ちょっと何か、事実経過の話と課題がごちゃごちゃになりますから、そこは整理をしたほうがいいと思いますが、ここでは、本格的な整備や輸送の見通しが立てられる段階に至っていないという書きぶりは事務局案としては非常に率直な表現であるわけで、我々が見ても、かなりよくできていましたなどと言える状況でないという評価せざるを得ないという点では大体一致してしますので、これはこういうことかなと思います。それを課題のところはどう書くかというのが後の議論になると思っておりますから、また後ほど、もう一度お目通しをいただいて、ご議論いただきたいと思

います。

ほかにご指摘がございますか。

大迫委員、何かございますか。よろしいですか。さっき、国環研がなされたことについて、こんなことがいろいろというのがありました。

○大迫委員 ありがとうございます。そういった形で入れていただくと、我々の努力も報いられるなというふうな形で、ありがたいコメントをいただきました。

そういう意味では、当初の除染のモデル事業の実施には日本原子力研究開発機構も大変ご尽力されたと思いますので、また最初の特措法の基本方針にも、研究開発については私どもの国立環境研究所と日本原子力研究開発機構の名前が明記されて、もちろんその他の研究機関も含めての取組に期待がかかってたところではありますが、ぜひ日本原子力研究開発機構も入れていただくとよろしいのではないかというふうに思います。

○浅野座長 何となくエールの交換をやっているような感じがしますが。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 この文の中にリスクコミュニケーションという言葉が何度か出てきて、地域のお住まいの方々との情報共有、対話、コミュニケーション、こういうことが大事だということを取り組んでくださったということが非常に伝わってくるんですが、場所によって、リスクコミュニケーションという言葉だけが出てくるところなどがあります。例えば、7ページの項目ですけれども、例えば、「情報共有とリスクコミュニケーション」と、そういうふうにしたほうがいいのではないのでしょうか。リスクコミュニケーションというのは情報発信だけではなくて、情報発信をし、対話で共有をして、その後、どうリスクを削減しようか、みんなで取り組むことを考えるなど、そういうような全体を含む概念として使おうとしている言葉ですので、情報提供だけでなくもう少しその辺のニュアンスが伝わるように、「情報発信とリスクコミュニケーション」とか、そういうような捉え方はどうかという感じがします。これは後ほど、また相談をさせていただければありがたいと思います。

なお、それにも関連するんですが、1ページの一番最初の「はじめに」のところの下のほうに、3年間の予定でいろいろとやってきたけれども、当初の想定より多くの時間を要した、反省すべきというふうな文章があって、時間がかかってしまったということは反省点としてきちんと書いてあるんですが、もちろん技術的なことなどいろいろなことが要素としてはあると思いますが、一つには、やはり地域の皆さんが放射線に対して非常に不安

なお気持ちが強いということに関して、どういうふうに取り組むかというところで、対話活動に非常に時間がかかっている、あるいはまだ続けているというようなこともあるわけです。信頼関係づくりというのが基本として大変重要なんだということがわかってきたことが、今後の課題とか、そういうところにもしっかりと書き込んでいただくのが重要です。そういうニュアンスがもう少し伝わるような形で記録に残しておいていただいたほうが、今後、このようなことが二度と起きてはほしくないですが、きちんとした経験の蓄積としてはいいのではないかという気がいたしました。

よろしくをお願いします。

○浅野座長 ありがとうございます。

今の点は、確かに遅れたという事実が事実としてぽっと書かれていると、いろんな捉え方をされてしまうのですが、何を反省すべきなのかということ、それから、理由が、どうしてそうなったのかということについては可能な限り丁寧に説明をしたほうがいいというご指摘だと思います。それはご指摘のとおりだと思いますから、事務局としてご検討いただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。もし、またこの経過の記述に関して、あるいは「はじめに」というところの記述に関してのご指摘があるようでしたら、後ほどご発言いただくなり、あるいは書面でご意見をお出しいただくなりということをお願いしたいと思います。

それでは、本日、先ほど読み上げをしていただきました課題と今後の方向性、7ページが一番下の段から、この部分について、それぞれご意見をいただきたいと思います。関連することでもありますので、あまり部分を切って議論をすることはないと思いますし、二つに分けて議論をすると言いたかったことを忘れてしまうということがあるかもしれませんから、思いついた点をどんどんご指摘いただいて構いませんので、どうぞご意見をいただきたいと思います。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。

指定廃棄物と特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の合理的な処理について、お尋ねしたいと思います。

放射線のレベルに応じた適切な技術、あるいは処理システムを選んで進めるということは大変だと思います。それで、最初、13ページの一番下に、汚染状況重点調査地域内の仮

置き場等で保管されている除染廃棄物については、特定一廃・特定産廃に位置づけられておりますというところの左ですけれども、これは仮置き場には8,000Bq/kg以上のものはないのでしょうか。というので、確認ですね。

前回の会議で、おおよそ2,200万 $m^3$ というデータが紹介された中で、8,000Bq/kg以下のは約1,000万 $m^3$ と、こういう数字がありましたので、その特定一廃・特定産廃は約1,000万 $m^3$ というように見積もっているのかどうかですね、ここで言っているのが。ここの記述そのものが、除染廃棄物は特定一廃と特定産廃に位置づけられている、要するにその記述が正しいのかどうかを確認したいと思います。

○浅野座長 ちょっと重要な事実関係に関するご発言でありますので、事務局から、今の点についてお答えいただけますか。どうぞ。

○山本課長 もちろん、除染廃棄物の中に8,000Bq/kgを超えるものが絶対ないということではなくて、指定廃棄物というものがあるので、8,000Bq/kgを超えるものは指定という行為によって指定廃棄物になり得ます。除染廃棄物は全体として特定一廃なり特定産廃ということで、特別な上乘せ基準をかけるという制度上の整理をしているということです。

ただ、ここで言っているような汚染状況重点調査地域内での除染物の中に8,000Bq/kgを超えるようなものがたくさんあるとか、そういったような事実はあまり報告されていないので、基本は8,000Bq/kg以下が大半だというふうに思っていたらよろしいかと思えます。

○田中委員 そうすると、正確には「ほとんどが」とか……。

○山本課長 制度的に、特定一廃・特定産廃に該当するものの中の一つのカテゴリーとして除染廃棄物というのがあるので、除染廃棄物の中でももちろん8,000Bq/kgを超えるものがあれば、それは指定廃棄物となるというふうに、正確に言えば、そういうことです。

○田中委員 じゃあ、除染廃棄物の中で8000Bq/kgを超えるものは指定廃棄物で、残ったものは……。

○山本課長 指定廃棄物というカテゴリーになりますと。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物ではなくなるということです。

○浅野座長 そうすると、これは課題を記載する部分で、ある意味では評価ということになりますから、今のような事実があるなら、田中委員がご指摘のとおり、ちょっとこれではいけませんね。全部がそうだというふうに言ってしまうことになるので、正しくないということになりますから、ここは表現の工夫をする必要がありそうです。ありがと

うございました。「このうち、指定廃棄物に該当しない限りの大部分のものは」とか、事実関係がもしある程度、定量的に把握できるなら、それも含めて、書き方の工夫をお願いをしたいと思います。

確かにこれだけですと、ずっと読んでしまうと、全部、一般廃棄物、特定廃棄物だということになってしまう。すると、その中に8,000Bq/kgを超えるものがあるじゃないか、そんなことをやっているのかねと言われると困りますので、やっぱりそれで調べて、もし仮にそんなものがあるとすれば、ちゃんと出していますということになるはずですが、現実にはどのぐらいそういう例があるか、その辺の事実関係から見ておこなきゃいけないでしょうね。頻回にそれがあるのであればかなり問題ですし、本当にレアケースだということであればそれはそれでいいと思いますし、全く例がないなら全く例がないでもいいのですが、その辺は調べていただけませんか。

どうぞ、お続けください。

○田中委員 その指定廃棄物の指定解除というのが12ページにございますけれども、下から三つ目の段落ですね、指定解除。当初は8,000Bq/kgを超えるもの、スポット的にはそういう濃度が高いところもありますが、結構時間がたって8,000Bq/kgを下回るというようなものは指定廃棄物の解除という手続にて、特定一廃あるいは特定産廃になると思いますけれども、特定一廃も特定産廃もまた合理的な方法ということで、各自治体で既存の焼却炉で安全に処理ができるかどうかというような実証試験をやったりして、福島県からの要望でもありましたけれども、安全に処理できるということがわかれば、これから市町村が採用しやすくするように法令やガイドラインに載せるように規定してはどうかと思います。指定を解除して指定廃棄物から特定一廃・特定産廃、それから、また特定の枠をさらに外して、通常の処理施設、処理技術を適用して、安全に処理するという実証実験をやって、そして、この参考資料5の3ページ目の4のところに書いてますけれども、市町村等が行う実証実験で安全に行うということが裏づけができれば、ガイドライン等に規定するという意見には私も賛成です。

以上です。

○浅野座長 これは、今の骨子案では「解除後の廃棄物の適正な処理が担保されることを前提として」と書いてある。その部分をもっと丁寧に入念に議論すれば、今の先生がご指摘のようなことになると、こういうことでよろしいですね。あと、ですから、これは書き込んでいくときに、今のようなことを意識して書き込めというご指摘だと思います。よろ



しゅうございましょうか。

それでは、挙手なさいました順番を失念してしまいましたので、申し訳ございませんが、新美委員から順番にご発言をお願いいたします。

新美委員、どうぞ。

○新美委員 どうもありがとうございます。私は2点についてコメントしたいと思います。

第1点は、9ページの生活圏以外の森林の問題ですけれども、これは森林とか林業等々を書いてあって、これはそのとおりですが、もっともう少しエコシステムを広くとらえてもいいんじゃないか、あるいはそうあるべきじゃないかということです。すなわち、豊かな山が豊かな海を育てるといのは古くから言われていることですので、生活圏以外の森林の問題を考えるときには、海に対してどういう影響を及ぼすのかといったようなエコシステムを少し大き目にとって考えていくというような方針をとっていただいたらということでございます。これが第1点です。

それから、第2点は、12ページの県との連携強化ということですが、これは10ページに将来の産業ビジョンや復興の絵姿等をあわせて総合的に考えるべきだということになっていきますので、これはむしろどんな研究をするのかということで、県の主体的な取組が非常に強く要求されるころだと思えます。そうだとしますと、ここで国と県との連携を強化するというのももちろん当然ですけれども、その中身をもう少し、県の主体的な取組というものを前面に打ち出したらどうかと思えます。すなわち、除染の問題で、県や市町村、国民にも協力の責務があるということにとどまらずに、今申し上げたように、将来の絵姿をどうするのかという観点から積極的に連携に取り組んでいただくと、そういうような表現もしていただくと大変いいのかなというふうに思っております。

以上、2点でございます。

○浅野座長 今、新美委員は12ページという形で指摘をされましたが、場所はもっと別の場所かもしれませんね。そのことはいいですか。

○新美委員 ええ、それは結構です。

○浅野座長 つまり、この部分は指定廃の処理ということについての連携ですが、今の委員のご指摘はもっと復興の絵姿というようなことも含めてというお話でしたね。その辺の記述は、場所としてはもっと別の場所であるかもしれないという理解でよろしいですね。

○新美委員 結構です。

○浅野座長 ありがとうございます。

森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

8 ページに除染のことが記述されてございますけれども、あるいは9 ページには除染後のフォローアップのことが書いてございますが、私はやはり国の直轄及び自治体の除染も、引き続き、空間線量率の測定を継続していただいて、必要に応じてフォローアップ除染を実施するということが必要になってくるんじゃないかと、こんなふうに認識しております。そういう観点から言うと、国の面的な除染が終了した後は、特に避難解除がされた後でございますけれども、そのフォローアップ除染の措置というのを、国から避難解除がされて自治体が戻ってこられていると、こういう状態になっているわけでございますので、そのフォローアップ除染等の措置は、今は国がやられていると思うんですけれども、その自治体へ実施は移管すべきではないかと、こういうふうに思っております。もちろん、そのために必要となる予算措置等については十分にする必要はあるだろうと、こんなふうに思います。

それから、9 ページに除染後に関する技術的課題が書いてございますけれども、その一番最初に年間被ばく線量のことで1 mSv云々ということが書いてございますけれども、まさにこのとおりだと思いますが、その際、福島県内に新たに、例えば、放射線医学総合研究所の支所がいわきにできたとか、あるいは長崎大学とか福島県立医大、そういうところが大学の共同の研究機関ができたとか、こういうこともございまして、医学の専門機関が福島県の中に整備されつつあると。こういうことを踏まえて、そういう放射線医学の専門家の方々に入ってきて、あるいは巻き込んで、こういう辺りについてはよく説明していく必要があるんじゃないかと、こんなふうに思います。

それから、一番最後に丸の中にたくさんいろんなことが書いてございますが、その中の二つ目に側溝除染のことが書いてございますが、これは少しよくわからなかったのを教えていただきたいんですが、これについての技術的課題、あるいは「技術的方針を明らかに提示する必要がある」と、こういうふうに書いてございますけれども、その側溝の除染の方法というのは極めてシンプルだと、こんなふうに思っております。技術的方針というよりもむしろ政策的方針のほうが近いんじゃないかと、こんなふうに思っております。ここの辺りをやるんだったら、そんなに負担が大きくないわけでございますので、自治体の要望があれば実施するというのも一つの方法ではないかと、こんなふうに思います。

それから、10 ページに帰還困難区域のことが書いてございますが、これは従来からこう

というような考え方かと思えますけれども、私自身にとってみれば、準備区域あるいは居住制限区域等についての除染がかなり進んで、解除の時期もある程度、いつにするかと、こういうのが見えてきている中で、残っているのは帰還困難区域の除染をどうするのかと。それに伴って、住民の方々がいつ帰れる状況を、いわゆる除染のほうから準備することができるのかということが重要だと思えます。現実を見てみますと、その帰還困難区域、居住制限区域、あるいは準備区域等についての設定をされてから既に相当時間が、三、四年たっているわけでごさいますので、そうすると、帰還困難区域の中にも既に放射性物質濃度が下がって、空間線量率もそれに伴って下がって、従来の居住制限区域の設定された空間線量率まで下がっているエリアも十分ある、随分あると、こんなふうに理解しております、そういうことからすれば、帰還困難区域という理由だけでその除染というのを見るのではなくて、もう少しその線量の状況を見て、除染を考えていく必要もあるんじゃないかと。現実には、今月からですか、環境省のほうにおいて帰還困難区域の拠点除染を開始されているわけでごさいますので、それをもう少し柔軟に延長されてはいかかかと、こんなふうに思います。

それから、10ページにある中間貯蔵の整備に関してでございますが、これは先ほどのコメントと重なるところもあるわけでごさいますけれども、このように中間貯蔵事業をナショナルプロジェクトとして行うというふうに書いてございますことは、まさに私はそのとおりだと、こんなふうに思っております。ただ、この事業を遂行するには、先ほどご意見もあったと思うんですけれども、体制をしっかりと構築していくことが必要不可欠であると、そんなふうに考えまして、必要となる人、もの、金、これはナショナルプロジェクトを遂行するために一番必要な要素だと思うんですけれども、それを確実に準備されて、かつ、一般的なナショナルプロジェクトよりも厳しいのは、30年という時間がもう一つ、それに関わっているということでもありますので、そういうことで実施していただきたいなど。

そういう観点からすると、やはり先ほども現時点においてスケジュールを見通すことはできないと、こういうふうに現状として総括されているわけでごさいますけれども、ナショナルプロジェクトとして遂行するということになれば、少なくとも基本的なスケジュールというのを明らかにしていく必要があるんじゃないかと。そして、その途中においていろんな課題が、あるいは問題が発生する可能性はあると思うんですけれども、そのときは柔軟にスケジュール等を見直していく必要があるんじゃないかと、こんなふうに思います。

それから、中間貯蔵に関しての用地確保に関して、今回、不在者財産管理人制度という

のが提起されてございますけれども、今の状況からすれば、こういう制度を導入するというのは必要ではないかと、こんなふうに私も思います。ただし、この制度自体、私自身もよく詳しくわからないでしょうし、地権者の方も詳しくわからない状況かと思っておりますので、十分にその説明、あるいは環境省においても検討していただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、10ページから11ページにかけて、中間貯蔵施設の施設整備とか輸送の安全性の観点が記述されてございますけれども、今まではまだ本格的な施設整備の段階でないものでございますのであまり記載がございませんけれども、この施設整備、あるいは輸送の安全性というのはその事業を成功させる上ではとても重要なことだと、こういうふうに認識しております。その観点からすると、中間貯蔵施設の管理等に関する基準の整備と書いてございますけれども、やはりその前の施設の整備に関する基準——整備の方針は、今、環境省においてつくられているわけでございますけれども、その施設整備の基準、それを追加的に整備されることが必要じゃないかと、こんなふうに思います。

それから、もう少しコメントを続けてさせていただきたいんですが、11ページに地元とのリスク関係のことが書いてございまして、環境安全委員会のことが書いてございますけれども、これは私は環境安全委員会を環境省として非常に大切にされると、そういう観点からここに書いておられるのかなど、こんなふうに思いますけれども、書きようによっては誤解、読みようによっては誤解される可能性があるかと、こんなふうに思いまして、ステークホルダーとしての地元の方々をより直接的に協力関係の構築を図っていくことも必要じゃないかと。例えば、年に一度、地域の方々、あるいは県民の方々に対する事業の報告会を設ける等、そういうような形で具体的に県民の方々、あるいは町民の方々と接触することによって、その理解を深めていくことも必要じゃないかと、こんなふうに思います。

それから、11ページから12ページに指定廃棄物の処分場の用地確保のことが書いてございまして、今、非常にご苦労されていることはよくわかりますけれども、こういうことで地元の説明されていくには、今もされていると思いますけれども、国のみならず、専門家の第三者に入ってもらって、住民の不安解消に努めることが必要だろうと思いますし、あるいは必ずや風評被害の問題が出ると思いますので、その立地の説明をされる、初めからこういう問題はセットとして準備されることが必要じゃないかなど、こんなふうに思います。

それから、最後に、14ページに経験の継承と国際的な発信という項目がございますけれ

ども、特措法は東電の福島事故によって環境が汚染したものに対してのみ対応するという  
ことをございますけれども、最近では九州電力の川内の立ち上がりや、あるいは今停止して  
いる原子力発電所も今後再稼働していくということがございますので、万が一ということ  
の対応ということがあれば、その法整備も必要ではないかと、こういうふうにするんで  
すけれども、しかしながら、今すぐそういうことは多分なかなか難しいということであれ  
ば、まさにここの経験の継承というのが非常に重要になってくると、こういうふうに思  
います。

先日、環境省さんにおいて今までの経験をまとめられた書籍をいただきまして、内容  
を見させていただきましてけれども、それについても、まとめられたことは非常によろ  
しいと思うんですが、それでも、経験の継承という観点からすると、もっと書き込む  
必要があるんじゃないかと、もっと分析する必要があるんじゃないかと、こんなふう  
に思いまして、そういう観点でもう少し、経験継承というのは、非常にこれを  
実行される方というのはアーカイブスをするような仕事でございますので、な  
かなか難しいところだと思いますけれども、ぜひその方々に対して必要な  
予算措置等をしていただいて、継承ができるようにしていただきたいと、  
こんなふうに思います。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 3点あるいは4点、述べさせていただきます。

まず、簡単などころというか、8ページのところで、除染の前のところで、三つ目の丸  
ですね、ここで現状において総力を挙げること、現行の枠組みの中で総力を挙げる  
ことが必要であり、重要であり、その上でということが書いてあります、見直しを  
やっていく必要があると。この文章が14ページのところにもう一回出てきます。  
同じ文章が出てきて、実はそっくり同じではない。最後のところ、これは8ペ  
ージのほうは「行うことが適当と考えられる」で、14ページのほうは「行  
うべきである」、これは意味が違うのでニュアンスを変えているのか、あ  
るいはほぼ同じ文言を8ページのところに書く必要があるのかと、ちょっと  
そこら辺が気になるのが一つ、簡単な部分です。

それから、除染の実施計画も、私は正確に覚えていないんですが、これはいつごろ  
になるのか。それから、除染実施計画が終了する時期を目処に改めて点検を行  
うとされているが、その2点がいつになるかがこれからの重要なポイントになる  
だろうと思います。点検を行

った上で制度的手当てを行うということになっているんですけども、本当にいつまで制度的手当てを行わないで済むのかどうかというのはちょっと気になります。特に指定廃棄物の問題については、確かに今の枠組みを変えてやるということは今の段階ではそういう段階ではないだろうということは認識していますけれども、このまま本当に今の制度で押しつけていけるのかどうかというのは非常に疑問を感じるところで、そういうところでこういうふうな縛りをしておくと、そこまで見直しも行わないということになるのは少しまずかろうかなと思いますので、除染実施計画が終了する時点はいつごろになるかというのは非常に気になる、そこら辺のところを明確に書き込んでしまっているのかどうかというのは少し気になります。

それから、9ページのところでございますけれども、これはこれでそのとおりだろうと思うんですが、除染に関する技術的課題等への対応というところで、一番最初に書いてある「20mSv以下とは別に」という説明をしっかりとしろということなんですが、このことは8ページのところの汚染状況重点調査地域について速やかにやるということとある意味では矛盾をしてしまう話になるので、これは最初に環境回復検討会で1 mSvで区切りをつけてしまったことが影響しているんですけども、この辺のところは少し誤解を受けないようにする必要があるのかなというような感じを受けます。

それから、10ページのところでございますけれども、帰還困難区域の取扱いはこのとおりだろうと思うんですが、これは必ずしも帰還困難区域だけではない話ではないだろうか。確かに除染の話については、ほかのところは一応、大体終わったというだけで避難指示が解除されている地域はそれこそ除染を改めてやるということにはならないのかもしれませんが、放射線量の見通しとか、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であって、政府内でできるだけ早期に方針を明確にすることが必要であると思います。要するにそういう区域を解除するかということですね。そういういうところはやはりこの帰還困難区域だけではなくて、ほかの区域でもつくらなきゃいけない。どういうふうに書き込んでいいのかはちょっとわからないんですが、書いておく必要があるんじゃないだろうかと思います。帰還困難区域だけを焦点に書いてますけど、決してそうではないだろうと。これまでのこの会議でも私は度々その点を申し上げておりますけれども、そこは少し工夫をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 最後の点は、これは全体の文脈の中では、現在、帰還困難区域について除染

をどうするかということ扱っているわけです。だから、そのことと、今、中杉委員が言われたこととはちょっと文脈が違うような気もするので――いずれにせよ、検討はしますけれども。

○中杉委員 この部分に必ずしも書いていただくことを申し上げるつもりはないんですけれども……。

○浅野座長 ここはあくまでも除染に関してのお話をしていて、帰還困難区域についていつつまでにどれどれでやるというようなことをなかなかストレートに言いにくいという事実をそのまま率直にここでは認めざるを得ないと書いているだけなんですね。ですから、それとの方針を明確にとというのは、これは時期を限ることがなかなか難しいという文脈の話であって、そのことと一般的に政策をどうするかということがここで一緒になっているわけじゃないので、中杉委員が言われていることはむしろほかの場所については一種の政策の議論をしろと言われていたような気がするので、そこはしっかり書き分けをしなきゃいけないと思いますが、いいですか。

○中杉委員 ここに書いていただく必要は必ずしもないとは思いますが。

○浅野座長 ここはここなりの文脈の話だということは理解していただければということです。

○中杉委員 それは結構ですけれども、こういうようなことは帰還困難区域だけではないということをお知らせしておきます。

○浅野座長 わかりました。ありがとうございます。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

まず、この7ページ一番最後の課題と今後の方向性というところで始まる3ページぐらいのところ、今後の可能性として、今、課題になっていることは多々あるけれども、前に向かって進んでいるところなので、制度を大きく変えるというよりは現状しっかり取り組んでいきたいという趣旨で書いておられると思います。その方向性で私も全体の流れに関しては賛同いたします。

それで、細かい中の書きぶりに関して、少しやはり意見を申し上げたいことがありますので、発言させていただきたいと思います。

8ページの下の方に、先ほど私が市町村の除染地域に関して、もう少し状況を明確に把握できないのかというような発言をいたしましたけれども、それを踏まえて、そういう

進行の違いのあるところに関して、加速化に向けて、課題解決に向かうということがここに書いてありますので、ここの前に加えていただくことを踏まえて、ここを少しその辺を明確に書き加えていただくということをご検討いただければありがたいと思います。

そして、8ページの除染に関する技術的課題等への対応の一番最初のやはり1 mSvというの、その長期的な目標である……。

○浅野座長 9ページですね。

○崎田委員 そうですね、すみません。9ページの上から二つ目ぐらいの丸です。年間の追加被ばく1 mSvという、やはりこれに関して、私たち市民ができるだけ早く線量を下げてもらいたいというふうな熱意で期待はしていますけれども、それが長期だということに関してはきちんと冷静に把握してほしいということですね。ということですので、こういうふうに書いていただくのはいいと思いますが、ちょっと、今、この3行の書きぶりだと、きっと地域の方が読んでいただいたときに何となく非常に少しすっきりし過ぎている感もありまして、先ほど森委員がお話しされましたけれども、では総合的な対策で減らしていくときに、その総合的な対策って何なんだという辺りをもう少し具体的に書き込んでいただければありがたいという思いもいたしました。

次のページですが、10ページの間貯蔵の真ん中の辺りで、中間貯蔵施設はナショナルプロジェクトとしてやはり30年で最終処分場を見据えて取り組むということですが、実は30年というのは長くはないというふうに思います。前回も発言したかもしれませんが、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する適地の公表、あるいは不適地の公表をして、全国の地域で考えていただくというような作業がここ数年のうちに始まるであろうということで資源エネ庁の委員会が進んでいますので、いろいろな情報が今後出てくると思います。線量が非常に違う話なんです、私たち市民から見ると放射性廃棄物という同じような印象になってしまいますので、ぜひその線量の違いであるとか、処分の仕方の違いとか、いろんなことをそれなりにきちんと情報発信をしていただいた上で、社会はどんな対応が必要なのか、きちんと情報提供していただくことが大事ではないかと感じました。

そして、次のページの真ん中辺りに地元とのコミュニケーションということがあります。ここもやはり申し訳ありませんが、11ページの真ん中で、「地元への情報提供とリスクコミュニケーション」とか、そういう書きぶりのほうがいいのではないかなというような思いがいたします。

そのページ一番下の福島県外の指定廃棄物に関してですが、ここがやはりなかなか地域



の皆さんとの信頼関係が持てなくこういうことをはっきり言って申し訳ありませんが、なかなかそういうような形が持てずに、説明会がずっと続いているような状況というふうに感じておりますが、やはりここをしっかりと重点的に取り組んでいくことを考えていただくということが大事ではないかなと思っています。

次のページの12ページの上のところに積極的に地域に振興をもたらすような支援策も最大限取り組む必要があると書いてありますが、地域の皆さんにとって、単に支援するということがむき出しで出るということは少しご配慮いただきながら、地域の振興策とともに地域の方と行政が考えるような場づくりを設定し、そこで出てきたものに関して、きちんと支援をするような体制をとるとか、少し地域の方たちが主体的にこの状況を考えた上で自分たちの地域の将来を考えられるような、そういうようなニュアンスを加えていただいたほうがよろしいのではないかなと感じました。

その次の次の丸の風評被害対策というところですが、風評被害というよりは、対象となる地域の少し周辺の方たちにどういうふうに情報提供と理解の醸成を進めるかというところだというふうに思いますので、そういうニュアンスがもう少し伝わるような書きぶりもお願いしたいなと思います。内容に関しては、教育が重要だと書いてありますが、もちろんそうですが、その教育というだけではなく、やはりできるだけ早い効果のための、今申し上げたような情報提供と理解の醸成を進めるというようなことも入れたほうがいいのではないかと思います。

次に、県との連携強化と書いてあります。私も大賛成で、やはり、今、地域の方が不安を持っておられること、市町村の皆さんがそう思っておられること、県の皆さんも一緒になってその対策を考えていただくという、今もそうなっているとは思いますが、そういうところをやはり地域密着でお願いしたいなと思っております。

もう最後のページのところに飛んでいただければ、その間も大変重要ですけども、多くなりますので。最後のページのところ、やはり横断的事項というところで、研究開発と人材の育成ということがあります。真ん中のほうには福島環境創造センターのこと、固有名詞が出ておりましたけれども、こういうところで、今、いろいろな研究機関、国環研も含めて、JAEAさんとか、いろんな研究機関がしっかりと体制を組んでおられる状況とかも少し、きちっと書いていただくのもよろしいのではないかと思います。

そして、3番目のリスクコミュニケーションというところに、やはり相談員制度と、その相談員の人材育成とか、スキルアップとか、そういうところも環境省はやっておられま

すので、少しそういう総合的なところをここに書いていただくというのもありがたいと思っております。

なお、最後に、1点なんですけれども、先日、環境省が報道発表された、放射線影響の動植物についての研究の結果についてですが。。44種類の中で1種類のみですか、44種類は異常なかったけれども、1種類、モミに影響が出ているようで、その原因などを究明するというような報道が出ておりました。やはりこういう、この除染というところとはちょっと範囲が広がるかもしれませんが、やはり社会の関心の基本はこの放射線影響のことですので、ぜひそういうことに関しても、きちんと環境省として研究をきちんと続けていき、情報発信をしていくというようなことをどこかにきちんと書いておいていただくのもよろしいのではないかと思いました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野座長 ありがとうございます。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 今日骨子ということですので、簡潔に申し上げたいと思いますが、全体として重要なのは、9ページに、いわば「年間の追加被ばく量1 mSv」、それから、全体で「20mSv以下とは別に」、目指す長期的な目標を明確に発信すべく、この辺の部分のところをきちんとやっておくことが、実は最終的には仮置き場、中間貯蔵、それから、最終処分場、そういった範囲を少し少なくする、減らすことができる可能性があるわけではないかというふうに思います。

これは、また13ページにも、これ、いろいろな形で、一廃、特定産廃、こういったところでさまざまな規制が、より安全側に立った、入念的な措置として設けられている。そして、さらに、13ページの丸のまたその二つ下、自然減衰、こういったところをきちんと情報として伝えることによって、いわばもう少し最終的な処分、中間貯蔵の場所、そういったものを少なくすることができる可能性があるのも、ここに書いてあるいろいろな点について、「合理性の観点から検討を行っていく必要がある」というのは、まさにそのとおりであると。この部分をやっぱりきちんとやって、これをやるためには何が必要かということ、放射線教育がきちんとなされてあって、その部分のところが伝わっていないということが、今のよう形になって、それがそもそも何から出てきているかということ、原子力安全神話に相当するようなところはまだ払拭されていなくて、そういった部分が、一番本当は冒頭にやるべきなのかなというような気もいたしました。放射線教育、それから、これまでの

原子力行政の反省も当然あって、そして、今申し上げた線量の部分について、やっぱり科学的な情報から、今後、いつまでもこのような数字でずっとやっていかななくても、私たちはこの数年間でかなりの経験と情報を得てきたわけですから、そういった部分を考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

酒井委員、お願いいたします。

○酒井委員 10ページのところの中間貯蔵の施設整備の方針の点になりますけれども、この前半の4ページで本格的な施設整備やその見通しが語られる中身には至っていないと整理されています。それを受けての今後の方向性ということかと思いますが、ここでは、施設整備の見通しを段階的にでも示していくことが重要であるという書き込みまでできないか、この書き振りが今の現段階でやはり精いっぱいかどうかということだけは、確認をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、森委員のほうから、基本的スケジュールを明らかにせよというご指摘ございました。そこまでは申しませんけれども、骨子からプラスアルファの記述可能性がないかどうか、再度、検討をいただきたいというふうに思っております。

幸い、場所等、相当明確になってきている。半分の地権者の方との交渉のステージに入れそうだ。こういうような状況の中で、やはり段階的にというところで一定のイメージを、今回、提示することは非常に大事ではないかというふうに思いますので、ここはあえて発言をさせていただきます。

それから、もう一つは、対策地域内廃棄物の今後の方向性につきまして、12ページから13ページに書かれています。今回の検討対象の中では、ある意味では、非常によくやってきていただいて、また一定の成果もある分野であろうという認識をしております。そういう意味で、今回、福島県下の再要望ということが出された中で、この処理スケジュールあるいは終期目標の点を明確にということに際しては、先ほど室石さんのほうから一定の対応をしたいという、そういうコメントもございましたので、そういうことであれば、この12から13ページにかけて、その辺りを明示的にしていられることというのはいいのではないかというふうに思います。

そうなりますと、やはりこの相互連携の強化というところで、国、県、市町村の連携を強化する方向で、施設の有効活用という書き込みをしていただいていますけれども、ここも、そういう方向での具体化ということが構想できるのか、できないのか、そこを見

通した中で、可能な範囲でここを位置づけていただいたらどうかというふうに思っております。相当に貴重な施設が既に整備されてきたという段階だろうと思っておりますので、これをこの全体のプロジェクトの中でどう位置づけるかという点が、今後、重要な話になってこようと思っております。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 1点だけ、13ページの丸で、下から三つ目、特定一廃、それから特定産廃のところですが、ここに、例えば2行目に、自然減衰等により廃棄物の放射能濃度が低下しているという自然減衰の話が書いています。同じようなことが、例えば12ページの、またこれも下から三つ目ですが、指定廃棄物の指定解除のところも、放射性濃度の減衰ということが書いています。こういう放射性物質の減衰という特性は、ここだけではなくて、例えば帰還困難区域のところもそうですし、極端に言えば、風評被害、リスクコミュニケーション、それから、どこかに総合的対策というのがあったかと思いますが、全体に通じることなので、例えば7ページから8ページに書いてあるところの全体に関わるところで、やはり減衰も踏まえて考えていくべきだということを明示しておいたほうが、全体のトーンが整合性があるというか、わかりやすくなるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 簡単に5点を申し上げたいと思っておりますけれども、一つは、8ページのところの下から二つ目の丸で、汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）のところについてでございます。これは、ここに書いてあることは、これで結構だと思いますけれども、先ほどもお話がありましたように、市町村の計画については、必ずしも進んでいないところもあるので、その進捗状況に関して国のほうが把握をして、社会に示すということをぜひ行っていただきたいと思っております。そういうことをもししていただければ、そういうことも書いていただくと、よりよろしいのではないかと考えております。

それから、二つ目でございますが、12ページの上とか、11ページの下からのところの、先ほど来、ご議論のある指定廃棄物の処理施設についての問題でございますけれども、この点は非常に悩ましい点ではありますが、今から枠組みを変えると、ちょっと福島県の方

の感情からしてなかなか難しいので、現状のまま進めていくしかないのかなと考えておりますけれども、12ページ、2行目にあるように、丁寧な説明というのはぜひしていただきたいと思いますが、これは森委員がおっしゃったことと関連しますけれども、残念ながら、国があまり信頼されていないところが残念ながらございますので、環境省が信頼されていないということではないとは思っていますけれども、第三者をぜひ関与させるようなことを考えていただくのが適当ではないかと思っています。それを書き込めるかどうかというのはぜひご検討いただけるとありがたいですが、国が丁寧な説明を行っていくというだけでは、なかなか進まないのではないかとこのことを少し危惧しております。

それから、関連して、第3に、崎田委員が先ほどおっしゃったことと関係しますが、これも書いてあることですが、風評被害の防止だけでなく、積極的に地域に振興をもたらすという、補助とか、補助金とかという話が出てくるとは思いますけど、支援をしていくということが重要であると考えております。

それから、あと二つは、細かい点ですが、ここに出ていないので、注意を喚起させていただくということで申し上げますが、4点目ですが、特措法の附則の6条に、この会の第1回目の冒頭のときにもご議論があったところですが、廃掃法とか土壌汚染対策法の適用除外、放射性物質に関しての適用除外についての規定をどうするかということが書かれておまして、今回の対象には含めないということでご議論いただいて、それで結構だと思いますけれども、しかし、このペーパーのどこかには何かを書かないとまずいのではないかとこのことを思いますので、これはぜひ書き込んで、今後、検討することになるんじゃないかと思うんですけれども、書き込んでいただく必要があると思います。

それから、第5点目ですが、これも森委員がおっしゃったことと関連しますが、原発の再稼働が始まっていて、万一、また事故が起きた場合にどうするかというのは、国民の関心事ではあると思いますが、今回のこの放射性物質汚染対処特措法は、東日本大震災との関係でということが法律の名前からしても出ていますので、もしそういうことが起きたときには、また新法をつくらなくちゃいけないということになるだろうと思いますけれども、本当にそれでいいのかという問題はああるかと思っております。

他方で、事故に関しては、規模の大きさがどうなるかもわからないので、今から考えるのはなかなか難しいということはもちろんあると思いますので、ただ、将来的な課題としては、何か書いておく必要があるのではないかとこのように考えますので、意見として申

し上げておきます。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 最後になりましたけれども、まず、9ページのところの除染に関する技術的課題等への対応ということなんですけど、この二つ目の丸ですが、ここで、長期的な除染目標としての年間1 mSvということがあるわけですが、直接、この文とは関係するわけではないんですが、今後の除去土壌の処分基準を検討する際でありますとか、あるいは廃棄物のほうの処分場の廃止基準でありますとか、そういったものにおいて、長期的に目標を設定する際のクライテリアみたいなものも、やはり再度、議論するべきではないかというふうに思います。

つまり、当時、最初のころに、原子力安全委員会のほうで、最終処分場のいろんな管理目標を決めていく際に、稼働している際は年間1 mSvということだったんですが、その管理が終わった後の跡地利用というような状況では、10  $\mu$  Sv/yという基準、考え方が出されています。そういったことを本当に今後の除去土壌の処分基準とか、あるいは廃棄物の施設の長期的な管理だとか、あるいは廃止基準の議論だとか、そういったときに使っていくことが適切なのかと。その現存被ばくというのがどれぐらいまで続いていくのか、あるいは環境の望ましいレベルというのは将来的にどうあるべきなのか、こういったことの議論もやっていかないと、なかなか説得性のあるクライテリアみたいなものをもとにした基準設定ができないのではないかというふうに思っております。これが1点目であります。

次に、10ページから11ページの辺りで、その中間貯蔵施設の一つのあり方の検討の際に、その最終処分の実施を見据えということが記載されているわけですが、この部分に関して、やはり県外最終処分に関して、立地問題というのは大変大きな問題なので、もう少し状況を見ながら、慎重に考えていくべきだと思うんですが、その11ページの減容化とか再生利用の技術戦略等を考えていく際には、やはり県外最終処分の技術的要件については、早目にやはり検討していかないと、その前のほうのいろいろな減容化技術等の検討において、境界条件が曖昧なままで議論するということはなかなか難しい状況なので、その県外最終処分の技術的要件のあり方については、やはり同時並行で早目に検討していくべきではないかというふうに思います。

11ページのその上のところの中間貯蔵施設の管理・運営、JESCO等の記載がございます

が、ここは先ほど森委員からもありましたけれども、やはり、まさにこの30年という長期にわたっての国家プロジェクトですので、できるだけ早く官民一体となった長期的な体制整備と、そのための人材育成、そういったことが大変重要だということは、より強調すべきではないかというふうに思います。

それから、12ページの下の相互連携の強化ということで、先ほどご指摘もありましたけれども、やはり汚染廃棄物対策地域内の施設整備というのは、ある意味、他の課題に比べたら順調に進んでいるわけでありましてけれども、そういう施設に関して、対策地域外の指定廃棄物の例えば下水汚泥でありますとか、そういったものの対策地域外からの受け入れということは、すでに念頭にあるとは思いますが、国、県、市町村ということの相互連携の中で、対策地域内の施設をさらに有効に活用していくということは、福島県内の全体の環境回復を早めるには大変重要なポイントだと思いますので、さまざまなハードルはあるかもしれませんが、ぜひここは積極的に議論していくべきかなというふうに思います。

それから、13ページの特定一廃・特定産廃の要件の見直しに関してですけれども、もちろん合理性の観点から検討していくということは重要なわけですが、その特定一廃・特定産廃の要件を外すということは、結果的に通常の廃棄物の流れの中で再生利用も含めて無制限に流れていくという可能性もあって、そういったところで、無用の混乱を招くことがないように、やはり適正処理を前提として、合理性の観点から検討していくというような点はちゃんと理解しておくべきかなというふうに思います。

最後になりますが、14ページになりますが、研究開発と人材育成のところ、前半の研究開発に関わるところで、先ほど福島県からのご意見もありましたけれども、やはり研究開発された技術の中で、成熟して実用化できる技術というのは結構あると思うんですけれども、どうしてもガイドラインに反映されていないから、なかなか使えないといいますか、根拠をもって、なかなか実施の方向に行けないというようなこともままあるようにも思いますので、ぜひ研究開発がスムーズにガイドライン等へ反映されていくということに関しても、留意しながら進めていくべきではないかというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 ありがとうございます。

検討会ということでありまして、審議会では何かやっていくみたい、これについて事務局からのご回答ください、というようなことは言う気はありません。事務局と、ただ今出

された意見を十分に最終の報告書に反映させていただきたいということになります。

今までのご意見にあった中で、少し検討会の中でどう考えるかということについては整理をしなければいけない点があるとすれば、大塚委員の指摘された最後の二つの点についてです。附則に書かれていることについて、この検討会では検討しないということを経験から確認しているわけですが、何か触れるべきではないかというご指摘がありました。これはどう考えるかということを確認しておかないといけない、面もあるなという気がします。

万一、再度同様の事故が起こったときにどうするんだという話は、これはもう最初からの課題ではあるわけですが、座長としての考え方を勝手に述べて申し訳ないのですけれども、でも、事故というものは、必ず同じパターンのものが同じ規模で起こるわけでもないわけです。そうすると、小さな規模の事故に備えた法律が大きな事故に対応できなかったということが、日本でも過去に本当に経験したわけでした。今度、逆に、その中規模の事故が起こったときに、大規模に備えてつくった体制がそのまま使えるとは限りませんね。そうすると、むしろ何か法的な整備という形できちきちとピンどめをしてしまうよりも、経験をしっかり整理してという、さっきのご指摘をもっと丁寧にやっていって、こういうことがあったときはこんなふうにしなきゃいけないんだということがわかるようにしたほうが、その時々に対応できると私は考えていまして、今の法律をそのまま恒久法にするようなことはあまりすべきではないのではないかと考えていますし、何か将来を考えて法律をつくるとしても、最低限度の枠組みをつくっておくことが適当なのではないのかなと考えています。ですから、大塚委員のご指摘はご指摘としてわかりましたし、直ちに何か法律をちゃんと整備しろというふうを書くのは簡単なんですけど、どういう法律をつくるかの話が、全然中身がないとちょっと困るなと思っているのですが、そんな整理でよろしいでしょうか。

○大塚委員 結構です。今後の課題だろうということをお願いしたかったので、附則の6条も、まさに今後の課題として申し上げているだけです。

○浅野座長 わかりました。

それから、あと、リスクコミュニケーションのところ、崎田委員からご指摘があった点については、そのとおりだろうと思いますし、この場でも時折ご意見が出ていたとは思いますが、何か全体として、全部環境省がしょい込んでやらなきゃいけないという構造なのかしらという疑問です。この点は甚だこの福島特措法の検討をされていて疑問ですね。政府全体がやらなきゃいけないのに、全然わが省には関係ないみたいなことを言わ



れては困るのではないのでしょうか。

例えば、現実にはスタッフの問題にしても、環境省がごくわずかな定員の中で、やりくりして人をかき集めて仕事をしているのに、ほかの役所は何もやってくれていないとしたら、一体何なんなんだろうと思います。もっとも、国土交通省には大変ご貢献いただき、統括官まで派遣して下さって、用地買収で大変なご苦勞をいただいているので、こういう点をご指摘させていただいて感謝申し上げなくてはなりません、リスクコミュニケーションのような仕事を環境省だけがやらなきゃいけないというのは甚だおかしいと思っております、やっぱりこれは政府を挙げて、関係する各省が全部協力して、いろんな機会ごとにやっていただかなくてはいけないのではないかと強く思われます。環境省だけの問題みたいなことを我々がこの検討会の中で言うのは、どうも大変抵抗感が座長としてあるわけですから、むしろそこは、しっかり言うておかなきゃいけないと思います。この辺りは、最終のペーパーのまとめのときに、またもう一度、皆様のご意見をいただきたいと思いますが、今日のご発言の中には必ずしもご指摘が十分にはなかったというふうな気がしましたので、これは申し上げておきたいと思えます。

その上で、どうしても今日、事務局として、出されたご意見について、この点だけはコメントしておかないと、何とも報告をまとめづらいということがありましたら、どうぞお出しください。

○早水審議官 すみません、1点、中杉委員からご指摘のあった8ページの除染実施計画、三つ目の丸ですが、「除染実施計画が終了する時期を目途に、改めて点検を行い」とあり、これは随分先になるんじゃないかというようなご指摘がありましたが、今の除染実施計画が終了する時期というのは28年度末ですので、29年3月、もう再来年のことですので、そんなに先送りじゃなくて、もうすぐやって来る話だということです。その時期を目途に、今の計画の除染が終了するというので、完了に向けた必要な制度的手当てをする、そういう意味でございます。そこだけ、よろしくお願いします。

○浅野座長 よろしゅうございますか。

多分30年先のことではないだろうということを言いたかったのだろうと思うので、それはそれで、ご了解いただけたと思います。

新美委員、どうぞ。

○新美委員 先ほどの中間貯蔵施設のことで、30年だったら長くないという話があったん

で、それに関連してですが、用地確保が大前提だということなんですけれども、地権者不明の場合には、不在者の財産管理人制度を使うというんですけれども、800人が500人に減ったとして、福島家裁に申し立てるわけですね。800件なり500件が一括して処理されるとは到底思えない。裁判所はパンクするんですよね。そうなったときに数年かかる、それだけで。そういうことも想定していると、もう早急に始めないと、これは用地確保だけで、5年、10年かかってしまう。そういう可能性がありますので、その辺の対応を考えておいていただきたいというふうに思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

私も、その点、ちょっと気になっていまして、ややこの書き方は厳しさが不足かなという気がしました。

それから、現実にとどこまで努力をするのかということは、なかなか表立って言いづらい面があることはよくわかってはいるのですけれども、実際に第三相続、第四相続というような状況になっているような事案があった場合に、それをちゃんと追っかけていっても、現在、誰が相続人なのかわからない場合が出てくる可能性があります。そうすると、不在者の財産管理人の制度も使えないということが起こり得るので、そこはやっぱり何か考えなきゃいけないという気がいたします。それもよく担当者はわかっていらっしゃると思いますけれども、ややちょっとこの書き方は、あまりに楽観的な書き方だということは、新美委員のご指摘どおりですから、最終の報告書では、書きぶりを検討する必要があると考えます。

ほかに何かございますでしょうか。

事務局からはよろしいですか。

それでは、本日、幅広くご意見をいただきまして、こういう点は考えるべきだということがございました。私がメモをとっている限りは、大体納得できるご意見が多かったのですが、若干委員の間での意見の違いもないわけじゃないような気がいたしましたので、それらについては、調整をさせていただきたいと思います。また、必要に応じて、個別の委員の先生方からご意見を追加で伺うということもしながら、事務局に最終的な取りまとめの作成をお願いしたいと思います。

最終の取りまとめ案の作成については、私にご一任いただけますでしょうか。その上で、次回、皆さん方に、また再度、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、もうあと一回、本検討会を開催して、次回までに本文の案を準備していただ

くようにお願いをしたいと思います。

では、事務局から何かありましたら、どうぞお願いいたします。

○小野チーム長 どうも長時間にわたりまして、ご議論いただきましてありがとうございます。  
ました。

次回の日時、場所につきましては、また追って、ご案内をさせていただきたいと思  
います。取りまとめ案をつくる段階で、個別にまたご相談をさせていただくこともあ  
ろうかと思  
いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたしたいと思  
います。

以上でございます。

○浅野座長 それでは、どうもありがとうございました。

本日は長時間、皆様方にご協力いただきまして、ありがとうございました。本日はこ  
れ  
で終了いたします。

午後6時58分 閉会